

平成 22 年 2 月 16 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
グローバル・ワン不動産投資法人  
代表者名 執行役員 北島 洋一郎  
(コード番号：8958)  
資産運用会社名  
グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山内 正教  
問合せ先 投信業務部長 伊藤 尚  
(TEL：03-3262-1494)

(訂正) 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

平成 22 年 1 月 28 日に公表しました「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」に、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

訂正箇所及び内容

「1. 規約変更について (2) 変更の内容」

(訂正前)

現 行 規 約	変 更 案
第21条 (資産運用の対象及び方針) 1. (記載省略) 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる公益法人金融商品取引業協会(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。)第78条第2項に定める公益法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。)が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。	第21条 (資産運用の対象及び方針) 1. (現行のとおり) 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる認定法人金融商品取引業協会(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。)第78条第2項に定める認定法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。)が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。

(訂正後)

現 行 規 約	変 更 案
第21条 (資産運用の対象及び方針) 1. (記載省略) 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる公益法人金融商品取引業協会(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。)第78条第2項に定める公益法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。)が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。	第21条 (資産運用の対象及び方針) 1. (現行のとおり) 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる認定金融商品取引業協会(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。)第78条第2項に定める認定金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。)が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。

以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp/>